

農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領

平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達
[最終改正] 令和5年7月12日付け施管第401号農政部長通達

第1 趣旨

農業農村整備事業（この要領の第4の1に掲げる事業をいう。）に関する補助金等の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 補助金等の交付申請

この補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者等」という。）は、規則第3条の規定に基づき行う告示（以下「事業告示」という。）の定めるところにより、北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（農政部）（昭和49年4月1日告示第809号。以下「農政第○号様式」という。）の農政第1号様式の補助金等交付申請書に、事業告示で示す関係書類を添えて総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に行うものとする。

第3 補助金等の交付申請額

- 1 補助金等の交付申請は、補助対象経費に事業告示で示された補助率等に乗じて得た額の範囲内で行うものとする。
- 2 補助事業者等又は間接補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請を行うものとする。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 地方公共団体が直接実施する補助事業であって、その予算が一般会計であるものについては、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなすこととされており、補助金等の返還を要しないこととなるため、総合振興局長等は、補助金等の交付申請時に当該地方公共団体が一般会計の予算で当該補助事業を執行するものであることを確認するものとする。

第4 補助金等の交付の決定の通知

- 1 総合振興局長等は、規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知（実績で交付申請をすべきこととされている補助金等について規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を併せて行う場合を含む。）を、次に掲げる指令書により行うものとする。
 - (1) 土地改良区総合強化対策事業 別記第1-1号様式
 - (2) 国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備） 別記第1-2号様式
 - (3) 農業集落排水事業 別記第1-3号様式
 - (4) 農村環境計画策定事業 別記第1-4号様式
 - (5) 基幹水利施設管理事業 別記第1-5号様式
 - (6) 農地整備事業（農業経営高度化支援事業） 別記第1-6（1）号及び別記第1-6（2）号様式
 - (7) 水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型） 別記第1-7号様式
 - (8) 水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型） 別記第1-8号様式
 - (9) 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（補助） 別記第1-9号様式
 - (10) 経営体育成促進換地等調整事業 別記第1-10号様式
 - (11) 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型）） 別記第1-11号様式
 - (12) 水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業） 別記第1-12（1）号様式及び別記第1-12（2）号様式

- (13) 水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業） 別記第1-13号様式
- (14) 農業基盤整備促進事業 別記第1-14号様式
- (15) 機能保全計画策定事業 別記第1-15号様式
- (16) 水利用調整事業 別記第1-16号様式
- (17) 農村地域防災減災事業 別記第1-17号様式
- (18) 農地耕作条件改善事業 別記第1-18号様式
- (19) 土地改良施設突発事故復旧事業 別記第1-19（1）号様式及び別記第1-19（2）号様式
- (20) 農業水路等長寿命化・防災減災事業 別記第1-20号様式
- (21) 団体営実施計画策定事業 別記第1-21号様式
- (22) 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）） 別記第1-22号様式
- (23) 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型）） 別記第1-23号様式
- (24) 水利施設管理強化事業 別記第1-24号様式
- (25) 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業） 別記第1-25号様式
- (26) 農村整備事業（計画策定等事業） 別記第1-26号様式
- (27) 畑作等促進整備事業 別記第1-27号様式

2 総合振興局長等は、第3の2のただし書きに該当する場合（第3の3の規定により、地方公共団体が一般会計の予算で当該補助事業を執行するものであることを確認した場合を除く。）には、前項の指令書の条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。

(1) 事業実施主体が補助事業者等である場合

ア 補助事業者等は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

イ 補助事業者等は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める別記第2号様式により、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金等の額の確定の日の翌年5月末日までに総合振興局長等に報告するとともに、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

(2) 事業実施主体が間接補助事業者等である場合

ア 補助事業者等は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

イ 補助事業者等は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主

体の当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める別記第2号様式により、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金等の額の確定の日の翌年5月末日までに総合振興局長等に報告するとともに、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

- 3 総合振興局長等は、補助金等の交付の決定に当たり、補助対象事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助対象事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第3号様式で補助事業者等にその旨の通知をするものとする。
- 4 総合振興局長等は、補助金等の交付をしないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して別記第4号様式で補助事業者等にその旨の通知をするものとする。

第5 申請の取下げ

- 1 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金等の交付の決定の通知を受領した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を総合振興局長等に提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金等の交付の申請の取下げがあったときには、農政部長に報告するものとする。

第6 事業着手届

補助事業者等は、第4の1の(2)、(3)、(7)、(8)、(10)、(11)、(15)、(16)、(17)、(19)、(20)、(22)、(23)、(25)及び(27)に掲げる補助対象事業に着手したときには、別記第5号様式の事業着手届を提出しなければならない。

ただし、国の補助金等交付要綱などで定める交付決定前着手届を提出している場合は、当該事業着手届の提出は不要とする。

第7 契約等

- 1 補助事業者等（市町村以外の補助事業者等に限る。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者等（市町村以外の補助事業者等に限る。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国の補助金等交付要綱などで定める指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者等（市町村に限る。）は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第8 債権譲渡等の禁止

- 1 補助事業者等は、第4の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、総合振興局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 2 総合振興局長等は、前項の承諾又は不承諾をするに当たっては、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第9 事業の変更

- 1 補助事業者等は、指令条件に該当する事業計画などを変更する場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、前項の計画変更などを承認するときには、別記第6-1号様式又は別記第6-2号様式の変更指令書により補助事業者等に通知するものとする。
なお、補助金等の額の変更により、既に交付した補助金等が変更後の補助金等の額を超えているときは、総合振興局長等は、期限を定めて市町村長にその超過額の返還を命ずるものとし、この場合の通知は、別記第6-3号様式によるものとする。

第10 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者等は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に承認の申請を行わなければならない。
- 2 総合振興局長等は、前項について承認又は不承認するときには、別記第7号様式の補助事業等中止（廃止）承認指令書により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、前項の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第11 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者等は、補助対象事業が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第8号様式の事業遂行状況報告書を添えて、総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。
また、遅延の場合で年度内に完了する見込みがないときには、併せて別記第9号様式の繰越等実施計画書を添付するものとする。
- 2 総合振興局長等は、前項について補助事業者等に事業遂行を指示するときには、別記第10号様式により行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、前項の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときには、協議を要しないものとする。

第12 事情変更

- 1 総合振興局長等は、規則第8条により補助金等の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、次のいずれかの措置をとるものとする。
 - (1) 補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し
この場合には、次の様式で補助事業者等に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第11-1号様式	別記第11-2号様式
一部の取消し	別記第11-3号様式	別記第11-4号様式

- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更
この場合には、別記第11-5号様式で補助事業者等に通知するものとする。
- 2 総合振興局長等は、前項の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第13 概算払

- 1 補助事業者等は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に農政第32号様式の資金収支計画書等の関係書類を添えて、総合振興局長等に提出

しなければならない。ただし、第3の2により補助金等交付申請時に消費税等仕入控除税額を減じて申請を行った補助事業者等の概算払申請額は、消費税等仕入控除税額を減じて計算した額とするものとする。

- 2 総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第12号様式の概算払決定通知書により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 補助事業者等は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- 4 総合振興局長等は、概算払をしないことの決定したときには、速やかにその決定の理由を付して別記第13号様式の概算不払決定通知書により補助事業者等にその旨の通知をするものとする。

第14 事業遂行状況報告

総合振興局長等は、規則第11条の規定により補助対象事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第8号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者等に提出させるものとする。

第15 事業の遂行命令

- 1 総合振興局長等は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助対象事業を遂行していないと認めるときには、別記第14-1号様式の補助事業等遂行命令書により補助事業者等にその遂行を命ずるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助事業者等が前項の命令に従わないときには、別記第14-2号様式の補助事業等遂行停止及び是正命令書により補助事業者等に補助対象事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 総合振興局長等は、補助事業者等が前項の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第14-3号様式の補助事業等遂行停止解除命令書により補助事業者等に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 総合振興局長等は、補助事業者等が2の是正命令に従わないときには、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者等に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第11-1号様式	別記第11-2号様式
一部の取消し	別記第11-3号様式	別記第11-4号様式

- 5 総合振興局長等は、前項により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第16 工事の完成等

- 1 補助事業者等は、建設工事が完成したときには、農政第27号様式の補助対象事業に係る工事完成届に関係書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。
- 2 総合振興局長等は、規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年8月6日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長ほか3部長通達）及び工事施行成績評定基準の設定及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成10年2月18日付け管理第999号農政部長ほか2部長通達）を準用してこれを行うものとし、検査結果については別記第15号様式の補助対象事業に係る建設工事完成検査調書により明らかにするものとする。

第17 実績の報告

補助事業者等は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認

を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに農政第28号様式の補助事業等実績報告書に事業告示で定める関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

また、道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第16号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

第18 補助金等の確定額

補助金等の確定額は、次のとおりとする。

- 1 第4の1の(3)、(8)及び(26)に掲げる事業の場合
各事業の補助対象経費の費目(第4の1の各号に定める様式中の費目をいう。以下この項において同じ。)ごとの補助対象事業に要した経費と交付決定した補助対象経費(変更した場合は変更後の補助対象経費とする。以下この項において同じ。)の額のいずれか低い額(以下「補助基本額」という。)に補助率等を乗じて得た額(ただし(3)の費目のうち「機能診断調査及び最適整備構想」については、補助基本額)の合計額とする。
- 2 第4の1の(1)、(6)、(12)、(13)及び(25)に掲げる事業の場合((6)及び(12)に掲げる事業については、実績に基づく交付決定の場合を除く。)
費目ごとの補助基本額の合計額に補助率等を乗じて得た額とする。
- 3 第4の1の(2)及び(9)に掲げる事業の場合
各費目を合計した額の補助基本額に補助率等を乗じて得た額とする。
- 4 第4の1の(4)、(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(16)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)及び(27)に掲げる事業の場合((6)及び(12)に掲げる事業については、実績に基づく交付決定の場合に限る。)
補助基本額に補助率等を乗じて得た額とする。
- 5 第4の1の(14)に掲げる事業の場合
費目のうち「定率助成」に係る各費目を合計した額の補助基本額に補助率を乗じて得た額と、「定額助成」の補助基本額の合計額とする。
- 6 第4の1の(15)及び(17)に掲げる事業の場合
補助基本額とする。
- 7 第4の1の(18)に掲げる事業の場合
費目のうち「定率助成」の額の補助基本額に補助率を乗じて得た額と、「定額助成」の補助基本額の合計額とする。

第19 事業の検査

総合振興局長等は、規則第4条の規定(実績に基づき、補助金等の交付の申請があった場合に限る。)又は規則第15条の規定により現地調査を行うときには、農業農村整備事業等事務検査要領(平成8年4月1日付け土指第4号農政部長通達)により、これを行うものとする。

第20 額の確定

- 1 総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第17-1号様式の額の確定通知書により行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金等が交付されているときには、別記第17-2号様式の補助金等返還命令書により補助事業者等にその超過額の返還を命ずるものとする。

第21 額の再確定

- 1 補助事業者等は、第20の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17の規定に準じて提出するものとする。

- 2 総合振興局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第22 額の確定後の補助率等変更

- 1 補助事業者等は、第20の規定による額の確定後に補助率等が変更になった場合において、変更後の補助率等を適用しようとするときには、別記第18-1号様式の補助金等増額交付申請書及び変更実績報告書を総合振興局長等に提出しなければならない。
- 2 総合振興局長等は、前項の申請を適当と認めたときには、別記第18-2号様式により補助事業者等に通知し、補助金等を追加交付するものとする。
- 3 補助事業者等は、補助対象事業に係る道営事業費の確定に伴い実績報告時の補助対象経費の額が減額となるときには、別記第18-3号様式の補助金対象経費変更報告書により事業実施の翌年度11月末日までに総合振興局長等に報告しなければならない。
- 4 総合振興局長等は、前項により報告のあった補助対象経費の額が、第18の補助金の確定額に係る補助対象経費を下回る場合は、期限を定め、別記第18-4号様式により補助事業者等に補助金等の返還を命ずるものとする。

第23 帳簿及び書類の備付け

補助事業者等は、規則第22条の規定により、次の帳簿及び書類を備えなければならないものとする。また、次の帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- (1) 法令等の許認可に関する書類
- (2) 補助申請（設計図書を含む。）及び補助金交付に関する書類
- (3) 契約書、承諾書、調査成果品等の事業実施に関する書類
- (4) 受益者の負担に関する書類
- (5) 会計に関する書類
- (6) 用地買収、補償等に関する書類
- (7) 財産管理台帳（農政第112号様式その1からその3までとする。）その他必要な帳簿及び書類

第24 財産の処分

- 1 補助事業者等は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、総合振興局長等に対し、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定め例により、財産処分の承認を得る又は報告を行わなければならない。
 - (1) 不動産
 - (2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
 - (3) 前2号に掲げるものの従物
 - (4) 1件当たり50万円以上の機械及び器具
 - (5) 1件当たり50万円以上の物品
- 2 間接補助事業における事業実施主体は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で、前項に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者等の承認を得なければならない。この場合において、補助事業者等は承認をしようとするときは、あらかじめ総合振興局長等に対し、承認基準の定め例により、財産処分の承認を得、又は報告を行わなければならない。
- 3 1及び2の規定は、補助事業者等が補助金等の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」とい

う。)で定める耐用年数(国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)に相当する期間を経過した場合には、この限りでない。

- 4 総合振興局長等は、1及び2後段について承認又は不承認するときには、別記第19号様式の財産処分承認(不承認)書により補助事業者等に通知するものとする。ただし、承認基準の定め例により、報告の受理をもって、その承認があったものと見なされる場合は、この限りではない。
- 5 総合振興局長等は、前項の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。また、前項ただし書きにより報告を受理した場合は、速やかに報告の写しを添えて農政部長に報告するものとする。
- 6 4の承認に当たっては、承認に係る所得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を道に納付することを条件とすることがある。

第25 残存物件の処分

- 1 補助事業者等は、補助対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、補助対象事業により取得した残存物件(当該事業の遂行の手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件をいう。)を処分しようとするときには、別記第20-1号様式の残存物件処分承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に承認の申請を行わなければならない。
- 2 総合振興局長等は、前項について承認又は不承認するときには、別記第20-2号様式の残存物件処分承認(不承認)書により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、前項の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第26 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 総合振興局長等は、第12及び第15の規定のほか、規則第17条により、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - (4) 第24の1の規定に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 総合振興局長等は、前項について補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者等に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第11-1号様式	別記第11-2号様式
一部の取消し	別記第11-3号様式	額の確定前 別記第11-4号様式 額の確定後 別記第11-6号様式

- 3 総合振興局長等は、前項により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第27 補助事業者等に対する調査等

総合振興局長等は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第28 特例措置

第4の1に掲げる事業のうち、補助金等の交付決定前に着手することができるものについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助事業者等は、補助金等の交付決定前に工事請負又は業務委託の契約を締結した場合は、速やかに当該契約書（当該契約を変更したときには、変更契約書を含む。）の写しを総合振興局長等に提出しなければならない。ただし、第4の1（5）の基幹水利施設管理事業については、業務委託に係る契約書の写しの提出を要しない。
- (2) 補助事業者等は、補助金等の交付決定前に建設工事が完成したときは、農政第27号様式の補助事業等に係る工事完成届に準じた書類に関係書類を添えて総合振興局長等に提出しなければならない。
- (3) 総合振興局長等は、必要がある場合は、第16の2の規定に準じて、前号の建設工事の完成の確認を行うことができるものとする。